

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）新旧対照表

改正後（案）					現行				
○文京区建設事務手数料条例 平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 令和〇〇年〇月〇日条例第〇〇号					○文京区建設事務手数料条例 平成十二年三月二十三日 条例第二十五号				
第一条から第五条まで（略）					第一条から第五条まで（略）				
付 則 この条例は、公布の日から施行する。									
別表第一（第二条関係）					別表第一（第二条関係）				
事務		名称	額	徴収時期	事務		名称	額	徴収時期
1から 54ま で	（略）	（略）	（略）	（略）	1から 54ま で	（略）	（略）	（略）	（略）

改正後（案）					現行				
<u>54の2</u>	建築基準法施行令第百三十七条の十二第六項の規定による既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>54の3</u>	建築基準法施行令第百三十七条の十二第七項の規定による既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>54の4</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>54の2</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>54の5</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>54の3</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>54の6</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>54の4</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>54の7</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>54の5</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>54の8</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>54の6</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>54の9</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>54の7</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後（案）					現行				
55か ら67 まで	(略)	(略)	(略)	(略)	55か ら67 まで	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二から別表第三まで（略）					別表第二から別表第三まで（略）				